

## 南小国町福祉避難所開設運営マニュアル（案）

### I、福祉避難所とは

災害時に一般の避難所での生活が困難な高齢者や、障害のある人、妊産婦などを受け入れるための避難所。

福祉避難所は、災害時に必要に応じて町からの要請により開設される二次的な避難所であるため、最初から避難所として利用することはできない。

#### (1) 福祉避難所の指定基準

施設自体の安全性が確保されていること

施設内における要配慮者の安全性が確保されていること

要配慮者の避難用スペースが確保されていること

※南小国町では、平成 24 年 11 月「南小国町福祉避難所の設置及び運営に関する要綱」を制定し、上記基準のもと、3 施設を指定

特別養護老人ホーム悠清苑	満願寺 5 8 5 4 - 1	4 4 - 0 8 0 0
認知症対応型共同生活介護 グループホーム森園	赤馬場 3 3 6 6	4 2 - 0 3 2 3
南小国町地域福祉センター りんどう荘	赤馬場 3 3 8 8 - 1	4 2 - 1 5 0 1

#### (2) 福祉避難所の対象者

介護保健施設や病院等へ入所入院するに至らない自宅で生活されている方で、一般の避難所での生活において特別な配慮を必要とする方

要介護 3～5 の認定を受けている方

身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている方

療育手帳 A 1・A 2 の交付を受けている方

精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

妊産婦及び離乳食完了前の乳児とその保護者

## II, 平常時における取り組み

生活環境の検討

物資の確保

人材の確保

移動手段の確保

周囲の状況把握

他の福祉施設、医療機関との連携

運営体制に係る事前準備

避難所開設・運営の訓練の実施

## III, 災害時における取り組み

### (1) 福祉避難所の開設及び避難者の受け入れ

- ・町は災害発生時、一般の避難所に避難してきた者の中に、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断した場合、受け入れ可能な施設に対し、福祉避難所開設を要請する。
- ・要請を受けた施設は、施設の受け入れ態勢が整い次第、その旨を町に連絡し、避難者の受け入れを開始する。
- ・要配慮者の一般避難所から福祉避難所への移送については、原則として要配慮者の家族又は支援者が行うものとする。ただし家族又は支援者による移送が困難な場合は町が行う。町は必要により施設に対し移送の協力を要請することができる。

### (2) 福祉避難所の運営体制の整備

- ・町は福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を配置する。
- ・災害発生当初は24時間対応が必要な場合が考えられるため、スタッフの交代要員を確保する。
- ・町は、大規模災害発生時には福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応する。
- ・施設は要配慮者への相談等に応じる介助員等を配置し、福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援を行う。
- ・施設は要配慮者の状況の急変等に対応できる体制を確保する。
- ・町は、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者、ボランティア等の協力と連携を得て避難所の運営にあたる。

### (3) 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営に必要な事項を整理し、各施設の実情に応じて事前に役割分担を検討する

主な作業	具 体 例
名簿の作成・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者名簿の作成</li> <li>・ 状況報告書により町災害対策本部へ報告</li> <li>・ 避難者情報の公表</li> </ul>
福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者への福祉サービスの継続</li> </ul>
相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援やメンタルケアなど</li> </ul>
医療機関への移送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の救急車両の手配</li> <li>・ 関係機関への通報</li> </ul>
施設内管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有スペースの清掃・整理整頓</li> <li>・ 施設内の温度管理</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 情報の周知、伝言板コーナーなどの設置</li> </ul>
トイレに関する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内トイレの清掃</li> <li>・ 仮設トイレの設置</li> </ul>
入浴に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内の浴室の清掃、使用ルールの周知</li> <li>・ 入浴施設が使用できない場合、部分的な入浴の対応</li> </ul>
防疫等に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手荒い・うがいなど、感染症予防対応の周知・徹底</li> <li>・ 食中毒予防のための配給食対応</li> <li>・ 熱中症、低体温症、脱水症状などの予防</li> <li>・ エコノミークラス症候群など、避難所生活特有の症状予防</li> </ul>
食料・水・物資の配給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料・水・物資の配給</li> <li>・ 食料関係の不足分を町災害対策本部へ要請</li> <li>・ 物資関係の不足分を町災害対策本部へ要請</li> </ul>

#### IV 福祉避難所の閉鎖

災害救助法に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生日から最大限7日間。

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を行い、利用している要配慮者及びその家族に充分説明する。

避難者が退所し、福祉避難所の目的を終了したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。